

公立大学法人山梨県立大学事務局に関する規程

(平成22年4月1日制定 法人2801号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第21条第2項に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）事務局（以下「事務局」という。）の組織等について定める。

第2章 組織

(事務局長)

第2条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、理事長が任命し、理事長の命を受け、事務を処理する。

(事務局次長)

第3条 事務局に、事務局次長（以下「次長」という。）を置き、職員をもって充てる。

2 次長は、事務局長の命を受け、事務を処理する。

3 次長は、次の事務を担当する。

- (1) 法人の事務に関する総括及び総合調整に関すること
- (2) 法人の会計事務及び資産管理の総括に関すること
- (3) 人権委員会に関すること
- (4) 後援会及び同窓会に関すること

(課及び室)

第4条 事務局に、総務課、経営企画課、学務課、社会連携課、保健課、図書課及び池田事務室を置く。

(総務課)

第5条 総務課においては、次の事務を担当する。

- (1) 役員の報酬及び教職員の給与等に関すること
- (2) 教職員の福利厚生及び共済に関すること
- (3) 教職員の人事及び服務に関すること
- (4) 物品等の購入、修繕及び処分に関すること
- (5) 契約事務に関すること
- (6) 収入及び支出に関すること
- (7) 決算に関すること
- (8) 現金、預貯金及び債権の管理に関すること（資金の調達運用を除く）
- (9) 施設等の維持管理、修繕に関すること
- (10) 警備及び防災に関すること
- (11) 情報公開及び個人情報保護に関すること
- (12) 知的財産に関すること
- (13) 科学研究費補助金等外部資金に関すること
- (14) 栄典及び表彰に関すること
- (15) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること
- (16) 前各号に掲げるもののほか、他の課及び室の所掌に属さない事務に関すること

(経営企画課)

第6条 経営企画課においては、次の事務を担当する。

- (1) 役員会に関すること
- (2) 経営審議会に関すること
- (3) 教育研究審議会に関すること
- (4) 理事長選考会議に関すること
- (5) アドバイザリーボードに関すること
- (6) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること

- (7) 自己点検評価及び認証評価に関すること
- (8) 組織の設置及び改廃に関すること
- (9) 教職員の人員管理に関すること
- (10) 教職員の評価に関すること
- (11) 職員の研修に関すること
- (12) 予算の編成、配分及び執行管理に関すること
- (13) 資金計画、運用及び調達に関すること
- (14) 諸規程の制定、改廃に関すること
- (15) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること
- (16) 契約事務に関すること
- (17) 収入及び支出に関すること
- (18) 決算に関すること
- (19) 科学研究費補助金等外部資金に関すること
- (20) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関すること

(学務課)

第7条 学務課においては、次の事務を担当する。

- (1) 学生の入学、卒業その他学生の異動に関すること
- (2) 授業の計画及び実施、学年暦、シラバス、時間割、定期試験、実習等に関すること
- (3) 非常勤講師に関すること
- (4) アドミッションズ・センターに関すること
- (5) 大学入学共通テストに関すること
- (6) 入学試験に関すること
- (7) 入学料・授業料の徴収、免除等に関すること
- (8) 入学式、学位授与式に関すること
- (9) 学生証、成績証明書等各種証明書に関すること
- (10) 学生相談に関すること
- (11) 学生の表彰及び懲戒に関すること
- (12) 学生の奨学金に関すること
- (13) 学生の国家試験、資格取得に関すること
- (14) 教育職員免許状に関すること
- (15) 国際教育研究センター（運営委員会を含む）に関すること
- (16) 教授会に関すること
- (17) ホームページの運営管理に関すること
- (18) キャリアサポートセンター（運営委員会を含む）に関すること
- (19) 学生の就職、進学の指導助言等に関すること
- (20) 学生のインターンシップに関すること
- (21) 学生のキャリア形成支援に関すること
- (22) 国民年金保険料の学生納付特例の申請に関すること
- (23) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること
- (24) 前各号に掲げるもののほか、教務、学生支援に関すること

(社会連携課)

第8条 社会連携課においては、次の事務を担当する。

- (1) 地域研究交流センター（運営委員会を含む）に関すること
- (2) 公開講座に関すること
- (3) やまなし未来創造教育プログラムに関すること
- (4) 大学コンソーシアムに関すること
- (5) 地域人材養成センター（運営委員会を含む）に関すること
- (6) 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業の実施に関すること
- (7) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること

(保健課)

第9条 保健課においては、次の事務を担当する。

- (1) 保健センター（運営委員会を含む）に関すること
- (2) 学校保健計画の策定・実施に関すること
- (3) 学生の健康管理、健康教育に関すること
- (4) 学生の健康診断に関すること
- (5) 学生のメンタルヘルス相談に関すること
- (6) 応急処置に関すること
- (7) 衛生管理業務計画の策定・実施に関すること
- (8) 教職員の健康管理、健康相談に関すること
- (9) 教職員の健康診断に関すること
- (10) 教職員の職務復帰に係る支援に関すること
- (11) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること

(図書課)

第10条 図書課においては、次の事務を担当する。

- (1) 図書館（運営委員会を含む）に関すること
- (2) 図書館の資料に関すること
- (3) 文献調査及び情報検索等の参考調査業務に関すること
- (4) 他の図書館、類縁機関等との相互利用に関すること
- (5) 相互貸借、文献複写に関すること
- (6) 機関リポジトリに関すること
- (7) 利用者教育に関すること
- (8) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること

(池田事務室)

第11条 池田事務室においては、池田キャンパスに係る次の事務を担当する。

- (1) 物品等の購入、修繕及び処分に関すること
- (2) 契約事務に関すること
- (3) 収入及び支出に関すること
- (4) 現金の管理に関すること
- (5) 施設等の維持管理、修繕に関すること
- (6) 警備及び防災に関すること
- (7) 科学研究費補助金等外部資金に関すること
- (8) 学生の入学、卒業その他学生の異動に関すること
- (9) 授業の計画及び実施、学年暦、シラバス、時間割、定期試験、実習等に関すること
- (10) 非常勤講師に関すること
- (11) 入学試験に関すること
- (12) 学生証、成績証明書等各種証明書に関すること
- (13) 学生相談に関すること
- (14) 学生の表彰及び懲戒に関すること
- (15) 学生の奨学金に関すること
- (16) 学生の国家試験、資格取得に関すること
- (17) 教育職員免許状に関すること
- (18) 公開講座に関すること
- (19) 教授会及び研究科委員会に関すること
- (20) 看護実践開発研究センター（運営委員会を含む）に関すること
- (21) 看護学部の学部委員会等に関すること
- (22) 入学式、学位授与式に関すること
- (23) 法人規程及び大学規程等に定める委員会等の庶務に関すること
- (24) 前各号に掲げるもののほか、池田キャンパスに関すること

(教育改革推進室に関する事務)

第11条の2 理事長は、第5条から前条までに規定する事務のほか、教育改革推進

室に関する事務を事務局の職員に担当させることができる。

第3章 監査室

(監査室)

第12条 理事長の下に監査室を置く。

2 監査室は、次の事務を担当する。

- (1) 監事の業務を補佐すること
- (2) 業務監査に関すること
- (3) 会計監査に関すること
- (4) 会計検査院等による外部監査に関するここと
- (5) その他監査の目的を達成するために必要な事項

3 監査室に室長を置く。

4 室長は、理事長の命を受け、その所掌の事務を処理する。

第4章 職の設置

(課長及び室長)

第13条 課及び室に、課長及び室長を置き、職員をもって充てる。

2 課長及び室長は、上司の命を受け、事務を処理する。

(課長及び室長以外の職)

第13条の2 課及び室に、前条第1項に規定する課長及び室長以外に、主幹、副主幹、主査、副主査、主任、主事、司書、臨床心理士及び保健師を置くことができ、職員をもって充てる。

2 前項の職にある者は、上司の命を受け、事務を処理する。

(リーダー及びチーフ)

第14条 課及び室に、リーダー及びチーフを置くことができる。

2 リーダーは、主幹、副主幹、主査又は副主査の職にある者のうちから事務局長が任命する。

3 チーフは、主任の職にある者のうちから事務局長が任命する。

4 リーダー及びチーフは、課長又は室長を補佐する。

第15条 削除

第5章 雜則

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月24日から施行し、同月1日から適用する。